

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税に関する以下の事務を行う。 I. 納税者からの申告・届出等や調査による課税事務 II. 納税者からの納税の管理、納税者への還付等を行う総合収納事務 III. 期限内に納付がない者への督促状等発送や滞納整理を行う総合滞納整理事務 IV. 納税者等の宛名管理事務
③システムの名称	1 市県民税システム 2 住民税申告受付支援システム 3 eLTAX審査システム 4 国税連携ネットワークシステム 5 固定資産税システム 6 納税管理人システム 7 軽自動車税システム 8 収納消込システム 9 滞納整理システム 10 口座システム 11 宛名管理システム 12 中間サーバー 13 個人住民税申告ポータル 14 マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能) 15 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	1 市県民税システムファイル 2 住民税申告受付支援システムファイル 3 eLTAX審査システムファイル 4 国税連携ネットワークシステムファイル 5 固定資産税システムファイル 6 納税管理人システムファイル 7 軽自動車税システムファイル 8 収納消込システムファイル 9 滞納整理システムファイル 10 口座システムファイル 11 宛名管理システムファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項, 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号, 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表の1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 25, 26, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 55の2, 56, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 71, 73, 75, 76, 80, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 95, 96, 98, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 125, 128, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 144, 147, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市財務部税務課税制係 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 TEL 0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市財務部税務課税制係 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 TEL 0577-32-3333
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、 賦課徴収事務 では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①ユーザー認証の管理を行っている。 ②アクセス権限の発行・執行の管理を行っている。 ③アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について平成29年12月1日現在で記載	令第55条第9号追加 障害者総合支援法施行令第43条の5第6項の高額障害福祉サービス等給付費の特定給付対象者に対する支給決定に係る事務を追加 平成30年12月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 嶋田 恵一	税務課長	事後	人事異動 様式変更に伴い役職名に変更
平成31年1月8日	II しいき情報 1. 対象人数	平成29年12月1日 現在	平成30年11月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
平成31年1月8日	II しいき情報 2. 取扱者数	平成29年12月1日 現在	平成30年11月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
平成31年1月8日	IV リスク対策 1～9		評価項目を追加	事後	様式変更に伴い評価項目追加
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について平成30年12月1日現在で記載	令和2年1月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和2年1月28日	II しいき情報 1. 対象人数	平成30年10月1日 現在	令和2年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和2年1月28日	II しいき情報 2. 取扱者数	平成30年11月1日 現在	令和2年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和2年1月1日現在で記載	令和3年1月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和3年3月1日	II しいき情報 1. 対象人数	令和2年1月1日 現在	令和3年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和3年3月1日	II しいき情報 2. 取扱者数	令和2年1月1日 現在	令和3年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和4年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和3年1月1日現在で記載	令和4年1月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和4年2月14日	II しいき情報 1. 対象人数	令和3年1月1日 現在	令和4年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和4年2月14日	II しいき情報 2. 取扱者数	令和3年1月1日 現在	令和4年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和5年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和3年1月1日現在で記載	令和5年1月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和5年3月30日	II しいき情報 1. 対象人数	令和4年1月1日 現在	令和5年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和5年3月30日	II しいき情報 2. 取扱者数	令和4年1月1日 現在	令和5年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和6年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和5年1月1日現在で記載	令和6年1月1日現在で、改正後の法律及び命令で定める条項を加除修正	事後	法及び命令の改正による修正
令和6年3月29日	II しいき情報 1. 対象人数	令和5年1月1日 現在	令和6年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更
令和6年3月29日	II しいき情報 2. 取扱者数	令和5年1月1日 現在	令和6年1月1日 現在	事後	係数時点を最新のものに変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表第二」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和6年1月1日現在で記載	情報提供事務 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律 別表」 「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」の規定中、地方税関係情報の提供に係る条項について令和6年9月30日現在で記載	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月23日	II しきい情報 1. 対象人数	令和6年1月1日 現在	令和6年9月1日 現在	事前	基幹システム標準化対応に伴う見直し
令和7年2月26日	II しきい情報 1. 対象人数	令和7年2月26日 現在	令和7年1月1日 現在	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、しきい値判断を改めて実施したもの
令和7年2月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目追加による記載	事後	新様式移行による
令和7年2月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加による記載	事後	新様式移行による
令和7年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムの追加	事前	個人住民税申告の電子化に伴う変更
令和8年3月18日	II しきい情報 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年1月1日 現在	令和8年1月1日 現在	事後	基準日の見直し
令和8年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	14 マイナポータル申請管理	14 マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)	事前	次期オンライン申請サービスの本番運用に伴う見直し